

第67回京都大学11月祭全学実行委員会（第4回）

2025年8月17日（日）

【注意事項】

- 注意1 本会議のレジユメは、参加者に配布しております。
- 注意2 本会議のミーティングのURLやレジユメ、議事録のパスワード(ある場合)を他者に共有する行為は行わないでください。
- 注意3 発言を希望する際には挙手をしてください。議長が発言者を指名するので、指名されてから発言してください。
- 注意4 発言時には、団体名あるいは企画名と、氏名を述べるようにしてください。議事録作成中は、発言者を団体名あるいは企画名、氏名で記録しますが、閉会後に議事録が共有される際には、委員長および全学実行委員会内の組織、全学学生自治会同学会内の組織等を除いては、アルファベットなどで置換します。
- 注意5 本会議の円滑な進行を妨害する行為が確認された場合、当該行為を行った者に対して、委員長が退場を命じることがあります。
- 注意6 本会議において、会議参加者に無断で録画・録音する行為は禁止されています。
- 注意7 議決・承認は、対面参加者は拍手で行います。
- 注意8 議決・承認後に離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。

（Google Meet参加者）

- 注意9 表示名は、「団体名_氏名」あるいは「企画名_氏名」としてください。個人の場合は氏名のみで構いません。
- 注意10 発言時以外は、マイクをミュートに設定してください。
- 注意11 議決・承認は、Google Meetの「挙手」機能を使用して行います。
- 注意12 議決・承認において、離席者が存在するために会議参加者の一部または全部からの応答が得られない場合には、応答がない者を除いて議決・承認を行います。ただし、議決・承認後に当該離席者からの意見があれば、受け付けるものとしますが、その扱いについては個別に判断します。
- 注意13 本会議は、本日21:00には閉会します。

【議事録】

提案1の「情報公開の提案」はAによって提起されたものである。

開会時刻 14:00

閉会時刻 18:57

委員長：時間になったので開始する。全学実行委員会委員長の竹川である。はじめに注意事項を確認する。（注意事項読み上げ）

委員長：「第67回京都大学11月祭全学実行委員会への提案」を見ていただきたい。
1番の議事案に関して、異議等はあるか。

A：「全学実行委員会の情報公開に関するレジュメ」と題したレジュメを取り扱うことに関する承認をいただきたい。

委員長：議事の順番に希望はあるか。

A：委員長に一任する。

委員長：では議事案(4)として扱うこととする。

委員長：では議事(1)「第67回京都大学11月祭統一テーマについて」に移る。

事務局：（「2. 第67回京都大学11月祭の統一テーマについて(案)」読み上げ。）

委員長：これに関して異議等あるか。以上の内容に承認をする方は拍手を願いたい。
（全員拍手）全員の賛成が得られたので、承認とする。

委員長：次に「3. 新企画の提案」について扱う。

事務局：（レジュメ読み上げ）

委員長：こちらの3つの新企画の提案に関して、異議等はあるか。

B：3について。「他大学のサークルを11月祭に呼び」とあるが、11月祭における外部連携行為

の規定にあたらぬ事となっている理由を伺いたい。

委員長：こちらに関して、事務局の方から回答はございますか。

事務局：少々待っていただきたい。

事務局：このフルーツマーケットですが、外部団体連携行為に抵触しないとは考えていない。外部の方を11月祭に招聘している形であり、そうであるともいえる。しかし、事務局内で企画の担当者、外部連携行為の担当者で関わり方の確認を行っている。また、京大生の活動を妨げるものではないということに関しての精査はしているため、その点に大きな問題はないと判断している。

B：京大生が主体的にこの企画に関わっている部分はどこか？

委員長：事務局の方、回答をお願いいたします。

事務局：これは前提として京大生が企画出展する枠ではなく、11月祭本部が立案・実施する本部企画という枠での企画である。本部企画の目的として、11月祭事務局が京大生や11月祭全体への還元があり、その中で行う予定である。

B：確認したいこととして、外部団体連携行為に関して、適応したうえで問題ないとしているのか、この規定にはあたらない別枠として企画を立案しているのか、どちらなのか伺いたい。

委員長：事務局の方、回答を願いたい。

事務局：少々待っていただきたい。

事務局：後者に当たる。前回の規定は京大生を主体とした企画を前提としているため、この企画は該当しない。しかし、11月祭に外部の方を呼んで行う企画であり、広く外部団体連携行為に当たるという認識をしているため、その点で担当者間で確認等行っている。

B：それを踏まえて、他大学のサークルを呼ぶということで、広告的な役割を11月祭事務局が果たしている、加えて果物の利益などで、外部に利益を与えているようなことになってしまいますので、そうすると、11月祭事務局が、京大生ではなく他大学の人の利益に

つながるようなことを積極的に行っているように見える。この点どのように考えているか。

事務局：他大学のサークルの広告、利益に結果的につながる可能性があることは認識している。しかし、それを踏まえても、11月祭全体への還元というものを優先して、この企画を提案している。

A：他大学の方を11月祭事務局と呼ぶとなると、自主的主体的な11月祭という宣言と真っ向から対立するものであると思われる。そして、外部団体連携行為に関する規定というものは、外部団体との連携行為というようなものが、ないという前提で存在しているものであり、そのうえで外部団体連携行為を定義して、一定の調整を図っている。大前提として外部団体連携行為を認めることの背景として、京大生を主体としない企画は排除されているものとして議論がなされていたと認識していた。改めて確認したいが、11月祭外部団体連携行為に関する規定の第一項にこの企画は該当しないものとして、事務局は認識しているのか。

事務局：ご質問に関しては、全学実行委員会に提案した「企画」の定義に「フルーツマーケット」企画は該当しないと考えている。

A：外部団体連携行為に関する規定の、どの部分に当たらないから該当しないと考えているのか、回答いただきたい。

事務局：外部団体連携行為に関する規定についてですが、想定していたのは、京大生に対して、企画登録の場を設けたり、企画を募集したりして出展していただくような企画を想定していた。そのため、文面上では、「11月祭事務局が対応する」の部分に当たらないため、該当しないものであると考えています。

A：11月祭事務局が企画の主体となっていくいわゆる「本部企画」は、外部団体連携行為に関する規定の適用外になるという話はなかったと記憶している。理由としては、定義として文面通り受け取れば11月祭事務局が対応しているというところに当たらないと言うこともあるが、意義として、11月祭が外部団体が利益を得る場などとなることを防ぐために置いている規則なのではないか。そうであれば、本部企画であったとしても、この規定の範囲内であるべきだと考えられる。規定の範囲外であると認識しているにしても、少なくとも事務局が、積極的に、この規定を守っていることを、前面にするべきではないのかと思う。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：まず、規定を設ける意義として外部団体が不当な利益を得る場となることを防ぐことを置いており、本部企画においてもそれが守られる必要があると認識している。ただ、前回の全学実行委員会で定義した、外部団体連携行為に関する規定は、手続き上のものを定めたという認識でありましたので、意義は同じものから発生するが、対内的に担当者間で精査を行うこととしたいと考えている。外部団体の広告がどうでているか、などは規定における意義に基づいて判断すると考えている。

A：去年の許可事例を確認した限り、「4.1 .判断基準」を確認すると、他大学のサークルの方がいるとなると、その場に事務局の人が何人かいるとしても他大学の人がメインとなって実施されることになると思う。また、事務局が主体となって企画を行うこと、そして吉田南図書館と人間・環境学研究科棟の間という混雑しているところで、物販を行うということが、11月祭全体にどれほど利益を得ることができるのだろうかを考える。目立つでしょうし、呼ぶサークルの名前等が出るとなると判断基準に照らせば怪しいのではないか。広告に関しても、本部企画は、かなり大きく表示されるということが考えられますので、京大生による企画の広告規模との比較をすると、やはり大きくなってしまいます。外部団体を招くという時点で、それ自体が外部団体の広報になっているとも言えるのではないか。また、規定の最後、外部団体の営利活動になっていないか、というところで、外部団体としては一定程度黒字を見込んで行う企画なのではないか。加えて、外部団体を呼ぶ必要性を検討してみると、京大内にも有機栽培など同様の活動を行っているような団体がある中で、わざわざ京大外から呼ぶことが、11月祭全体の利益となると言えるのか。外部団体連携行為に関する規定の意義に照らして、この企画を実施する意味があるのか、教えていただきたい。

事務局：少々待ってほしい。

事務局：まず、この企画に関して、例年の吉田南の盛り上がり具合ですが、リンゴを販売している企画もあるのですが、そちらも人気で、よく人も集まっており、近隣の人も来るような人気の企画になっている。吉田南グラウンド以南への来場者の誘導といった点でも意味はあると考えている。そのため、この企画も提案している。昨年のリンゴも赤字ではあるものの、営利行為ではなく、11月祭の活性化を目的として、企画立案をしているということは、主張させていただきたい。

A：もう少し積極的な理由付けがあると期待していた。このままでは承服しがたい。そもそも、クレームが出るほど混んでいるのであれば、やめればいいのではないかと思う。吉田南図書館の前にはグラウンド企画が出展されている。自転車の通行を止めているとはいえ、幅の狭くない道に出展させる必要性はないのではないか。人の流動をメリットとしているが、その中にも問題があるように感じる。そこまでメリットも感じないし、ダブルスタンダードを敷いているように感じます。回答者を別の人にしていただけますでしょうか。

B：先ほど事務局が仰っていた、りんごが赤字であるという点に関して。それがかつ11月祭の活性化を目的としているとなっていたが、他のサークルにも、赤字覚悟で来てくれと、呼んでいるのでしょうか。赤字だから営利目的じゃない、という論理は成り立たないのではないか。企画の趣旨としてもどうなのかと考えている。

事務局：Aさんの部分に関しては、近隣住民からの問い合わせは、企画の開催の有無の確認の問い合わせであり、クレームではないと、訂正したい。Bさんのところに関しては少々お待ちいただきたい。

A：そうであれば、赤字であること、外部団体を招聘していることを踏まえて、当該場所で開催することへの、積極的な理由付けがあるのか伺いたい。外部団体連携行為に関する規定との兼ね合いも踏まえて回答いただきたい。

事務局：Bさんのご質問から回答する。現状、招集に関してはBの言った通りをお願いをしている。赤字の可能性も伝えたくて、11月祭の活性化のために来ていただけないか、という形で依頼をしている。場所について、予定している場所で企画を実施したい京大生がいれば、そちらを優先するという認識でいる。京大生の企画の主体性を強く侵害しているとは考えていない。赤字に関しては、利益が出ているのではないかという指摘について、あくまで、結果的に赤字になっているというところを、提示した。

A：当該場所で京大生が企画出展を希望しているならそちらを優先する、のような京大生による企画との競合という話ではなく、そもそもあの場所が通路であり、一定規模の企画が存在していること自体が問題なのではないかと考えている。通路であるから、あそこに企画が存在するという自体に、問題があるのではないかと、指摘している。連携行為については、場所の必要性に関しては、融通が利くので、考慮もすると思えますし、企画を、通行の邪魔になるように配置しているということが、かなり問題になっていると考えている。そもそもなぜ他大学の団体を呼んでいるのか。京大内の団

体に声をかけているが集まらなかったために他大学の団体に声をかけているのか、最初から他大学に声をかけているのか。それによっても変わってくる。京大生の企画に対しては、外部団体連携に結構な手続きを求めているのにも関わらず、事務局内では、簡単な理由付けだけで認められていることになっているということが、問題であると考えられる。

B：ここまでの流れで気になっているのは、外部団体の連携等に関して、他の団体には外部団体との連携に関して、かなりしっかりと定義して手続しているものに対して、11月祭が始まってみたら、グラウンド付近で他大学のサークルがフルーツを売っている、それを見た出展者がどのように感じるのか。事務局がダブルスタンダードを敷いているように見えてしまう。例外的な対応を増やしていくことは良くないのではないか。これがなかったら11月祭がひどく活性化されないということはないと思う。本企画に特殊性があるとは思えない。そういった点を踏まえ、他大学の団体を呼んでの企画を実施する妥当性・必要性があるとは思えない、というのが考えるところである。

A：もし本日に全ての決を取る必要がないのであれば、(1)・(2)だけでも決を採るのでもよいのではないか。他の議題もあり時間的な都合もあり、また事務局の方も少人数で決めきことは大変なのではないかと思う。

委員長：時間的な都合については理解している。事務局側の意向も踏まえて決定したいと考えている。

C：観点として、事務局が言っているように、毎年行っている。これを、なぜ今年度、新企画として提案しているのかについて、確認をしたい。今年度の、外部団体連携行為に関する規定が適応されることは考える必要があると思うが、ことさら一般企画と本部企画を同一視して、適応関係を考えるというのは、あまり良いとまでは思えない。あくまで、来場者に来てもらって、11月祭会場のいろいろなところに行ってもらうため、であるというものである。特段細かくダブルスタンダードであるというような指摘をする必要はないのではないかと考えている。別に、これに限らず、外部の方を呼んでいる企画はある。そういったものも含めて精査しなくてはいけなくなる。ライブや講演などことの大小はあるが、根本の趣旨が異なることを踏まえれば、外部からの見え方に配慮すれば、そこまで気にする必要はないのではないかと思う。

委員長：回答に時間がかかるようであれば、取り急ぎ、本日中にこの議題を終わらせるかについては、回答していただきたい。

A：Cさんの意見はもっともだと思う。本部企画の趣旨は一般企画と異なることは理解している。(1)・(2)などは特に一般企画として出てくることは考えづらいところがあり、本部企画として実施する意義、異質性はあると思う。ただ、フルーツマーケットに関しては、物販のため、かなり一般企画に近いものとなっている。ですので、本部企画として行う必要があるかどうかは、一段階下がると思う。①なぜ他大学なのか。②なぜ当該場所なのか。場所に関しては通路とダブらない場所が思い当たる。それが解消されれば、外部団体連携行為については規程は直接適応されず、事務局内で精査したうえで、11月祭全体の利益にもなるし、出展者の利益にも、干渉しないということに関して、そこをしっかりと表明・説明してほしいと考えている。

事務局：取り急ぎ、決を取りたい期日について。企画実施するとなった場合の広報の観点から本日決を撮っていただくことが望ましいと考えていたが、最悪の場合、今日中でなくてもいい。しかし、できればとりたい。

委員長：次回の委員会の日程もあるかと思う。明確な期日があればご提示願いたい。

事務局：期日をずらすと、内部の広報物のスケジュールが大幅にずれ込むので、可能な限り本日中。もし後日となるのであれば、8月中でないとかかなり厳しいと考えている。制作物を扱う担当者としてはそのように考えている。

委員長：「第67回京都大学11月祭における酒類取扱基本規則(案)」の決を採りたい期日も、教えていただきたい。喫緊である方を扱いたい。

事務局：酒類の方に関しては8月中と考えている。最終的な期日としては同時期であるが、本日の優先度合いは、前者になる。

委員長：議論が散逸しているので、まとめる。まず、なぜ他大学のサークルなのかという部分。そして、なぜその場所なのか、という部分。

1点目に関しては、なぜ、京都大学のサークルではないのか。また、他大学のサークルである場合、外部団体連携行為に関する規程に該当しない部分に関する説明をお願いしたい。

2点目に関しては、その場所であることの必要性の説明を再度願いたい。先程、競合がいなかったら当該場所が良いと述べていたが、その場合においても当該場所であることのデメリットがないのか、もしくは大幅なメリットが有るのか、事務局の見解を伺

いたい。

加えて、例年「フリーマーケット企画」の枠の中でやっているリンゴの販売と、何が違うのか、何を考えて名称の変更や、全学実での提案を行っているのか、について、回答いただきたい。

参加者の方には、漏れている箇所があればお伝え願いたい。

A：2点目について、他の場所に関する検討があったのかも併せて伺いたい。

1点目について、京大のサークルではないのかの部分で、交渉の経緯等があれば伺いたい。

B：議題には関係ないが、北部祭典の方より、Meetのリクエストが、承認されないという連絡が来ている。

事務局：大変申し訳無い。只今対応させていただいた。

委員長：再度になるが、次の議題の、酒類取扱基本規則は、文量が多いので、先に読んでいただけると、幸いです。

事務局：取り急ぎ一部回答する。場所に関して。例年行っており、通用に関する問題が発生していないため、問題としては認識していない。場所に関しては、その他の場所を検討はしている。ピロティはグラウンド企画の雨天時の実施場所として確保している。吉田食堂前に関しては、酒類対応を行う関係と、駐輪場などがあることから、使えない。ある程度精査はしたが、例年通りの場所にしたいという結論になり、大きな問題はないと考えている。また、吉田南4号館における集客不足が例年問題となっている。そこに繋がる通路に近い場所で行うことに意味があると考えている。りんご部隊による企画には例年集客力があつたことを踏まえ、企画の拡充を検討していた。企画の方式等に変更が加わったため、今回新企画として、扱い、承認を取るという流れになった。

A：4共への誘導という趣旨は分かった。であるのであれば、メディアセンターの向かい側など、通路とあまり干渉しない部分は、もう少し考えることができると思う。ここは、あまり本質ではないので、そこまでの追及はそこまでしなくてもよいと考えた。

事務局：挙げていただいた場所に関しては、車両通行の都合などがあって難しい。場所全般に関して貴重なご意見をいただいたと認識している。各担当者による都合等もあるの

で、全学実における議論を踏まえた再検討を行う。

委員長：異議がないようなので、この議論は終える。

事務局：「なぜ他大学のサークルなのか」については、開催日時を踏まえ、京大生の企画に声をかけるとなると、一般企画と完全に重なってしまう。そのため、最初から声を掛ける対象から外していた。外部団体連携行為に関しては、今年度の内容を把握している事務局が行うので、内容に過度に反しないように、こちらも気を付けて広報などを行っていく。

A：京大生によるサークルに、まず声を掛けることが筋なのではないか、と考えなかったのか。結果として一般企画として同様の形態の企画が出展されることは、多少不自然ではあるが、他大学を招くということよりは、前に来るのではないかと考える。外部団体連携行為について言うのであれば、本部企画であることを前提として外部団体連携行為の基準を踏まえて当該企画を見た時に、11月祭における自主的・主体的活動が損なわれないのか。私としては、この規程の文章で、この部分を示してほしいと考えている。配慮していただくことは求めているが、それ以上に、これの明示は、必要であると考えている。

委員長：明示内容を確認したうえで、明示に時間がかかるようであれば、Aさんから提案があったように、一旦次の議題に進んでもよいのではないかと考えている。
Aさんからも、もう少し説明がほしい。

A：本部企画は、外部団体連携行為に関する規程に、直接は適応されないが、その規程の趣旨は及ぶのだから、「4.1.判断基準」に記載にある考慮要素を踏まえ、11月祭全体のメリット、という部分について本企画が11月祭における自主的・主体的活動が損なわれないことにあたるのか、積極的・消極的な面の両方から見て、それを肯定するだけの理由があるのか。

委員長：「4.1.判断基準」に照らしてフルーツマーケット企画がどうなのか、というところを聞きたいという認識で良いか。

A：その認識で問題はない。

事務局：今すぐに返答はできないので、議題をあとに回していただきたい。

委員長：回答の用意が出来たら、事務局側からお伝えいただきたい。

では、一旦ほかの企画に関しては、承認を取ったほうが良いと思いますので、こちらの承認は取る方向で進めたい。

異議等ないようなので、(1)・(2)について承認に移る。

では、新企画の(1)、(2)について承認する方は、対面の方は拍手を、Meetの方は挙手を願いたい。(全員拍手) Meetの方からの反応がないため離席とみなし、本議案は承認とする。離席者の方からの意見等があれば事後的に扱う。

では、新企画の提案については、一旦飛ばして、議事(3)「第67回京都大学11月祭における酒類取扱基本規則」に移りたい。事務局から、何かあるか。

事務局：別紙1のとおりだが、p.8の第39条について、「個人又は企画に対しても」→「個人又は企画以外に対しても」に変更願いたい。

委員長：事前にも読んでいただいたが、もう少し読む時間を取る。

委員長：議論に移る。一問一答形式でお願いしたい。

A：第3条4項、吉田南構内・本部構内に位置するサークルボックスや研究室を適用除外にした方が良いと考える。

事務局：承知した。その内容で問題ない。

B：第26条1項・第29条2項、「退去」は一度限りか。それとも11月祭期間中ずっとか。認識を伺いたい。

事務局：一度きりになるものと想定している。

A：第6条(4)、「第2条2項の定めに同意すること」という文章から、「本規則に同意すること」に変更したほうが良いと考える。

事務局：そのように変更する。第11条の同様の記載も変更するという認識で良いか。

A：問題ない。

C：事務局は最初のAさんの提案に同意したが、条文を変更するのか。変更する場合、どのように変更するか。

委員長：「サークルボックスや研究室を適用除外にした方が良い」のところ。どのように変更する想定か、事務局の見解を伺いたい。

事務局：第3条4項の部分に、但し書きで「サークルボックスや研究棟は除外する」と記す。

委員長：これに関して異議等あるか。

C：それでも問題は少ないと思うが、概括的ではないと思うので、それを言いがかりとして色んなところで飲まれても困る。今までの酒類規則はその点を明記していないが、トラブルは起きていない。結果論ではあるが、そもそも11月祭本部の管轄の及ばないところでは適応できない、という部分に関して、明文化するのか、そうする方が曖昧になるからサークルボックス等を明記するのか、Aさんの見解も含めて伺いたい。

A：提案の趣旨は、11月祭の規定であるにもかかわらず、平常活動しているサークルであったり、11月祭外の京都大学の構成要素に対して影響を及ぼさないこと。あくまで11月祭の企画として能動的に動いている部分に対して規制の逐行化を狙うもの。その典型例として申し上げたが、例えば吉田寮を除くというような言い方がされてるため「除く」という形で規定されるのかと認識していた。もちろん、「本部構内及び吉田南構内の中で、11月祭に出展する企画のうち、11月祭事務局が対応する企画が存在する場所をいう」というような文章にしても問題はない。

C：Aさんの意見を踏まえると、会場が本部構内及び吉田南構内として、除く場所に対して、11月祭本部の管轄が及ばない場所、として、具体的な場所を列挙するのも良いのではないかと思う。ただ、北部祭典や教育学部祭との兼ね合いもあるが、管轄の及ばない範囲に酒類が存在すること自体は問題ない。そこで飲酒が発生することが、理念的には、アルコールパスポートのやりたいことと矛盾するので、そこは良くない。事務局の管轄が及ばない場所に規定を適用するのも好ましくないが、かといってそういった場所で飲酒が行われて影響が及ぶことも望ましくないのではないか。広報の過程で、正しく伝える努力をすればよいと思うが、事務局の見解を伺いたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：もともと、管轄の及ばない場所に関しては、第24条において、規制しないという想定をしていたが、それで不十分であると考えられるのであれば、但し書きで「11月祭事務局の管轄が及ばない範囲は除く」として、例を挙げる形としたいと思う。

A：最終的に赤入れすることで、終わらせることを想定していると考え、一旦次に移るということでよいか。

委員長：特に異議等なければそのようにしたい。

事務局：但し書きをするという認識で良いか。

A：問題ない。

B：第30条(2)について。この文章自体は、そもそも法律違反であるとは思いますが、その行為を行った個人・団体に対して、警察への通報など法律的な手続きを行うのかどうか、事務局の見解を伺いたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：こちらのみで通報することは想定していなかった。ただ、これによって暴行等が発生した場合には、状況に応じて呼ぶことを想定していた。

A：もう少し、間の事例を窺っていきたい。一回退去を求めて、改めて、11月祭の開催範囲に入ってきた場合に関しては、もう一度退去を求めるのか、それとも警察を呼ぶのか、ということを知りたい。

事務局：この場合は、その状態で酒類の所持等の違反があれば再度退去を命じる、酩酊状態等であれば救護本部への搬送を行う。暴行をした場合は、通報などを行う。

A：退去させた、その後単に改めて入ってきた場合を確認する趣旨であった。そのあたりを確認したい。

事務局：いままでは、一度きりの退去を考えていたが、退去を保持し続けたほうが扱いとして良いと判断したため、そのように変更したい。併せて条文も変更する。

委員長：前述されたBさんの質問に対する回答の部分も変更するという認識で良いか。

事務局：その認識で問題ない。

B：そもそもの質問として、どういう手段で飲酒したのか分からないが、20歳未満への酒類提供は、規則云々ではなく法律違反である。そのような事態が発生した場合に、大学当局などにも話が行く可能性があるだろう。そういったときに、こういうことがあったということで済ませるのか、通報を行うのか、について、事務局のスタンスを確認したかった。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：実害が出ない範囲であれば通報をしない想定であった。それについて、考えがあれば、伺いたい。

B：法律違反の行為があったことを知っていながら通報をしないことが社会的に問題がないのかどうかは判然としないが、そのあたりを検討して、問題がないのであれば、私はそれ以上の追求をしない。その後の大学交渉等でも問題がないのであれば良いと思うが、隠蔽等の問題が生じる可能性があるのであれば確認していただきたい。

A：問題になっているのは、第30条の、20歳未満への酒類の提供に関する部分であるが、対警察でいうのであれば、事務局として最低限自首を促すくらいのはしておかないといけないのではないだろうか。11月祭終了後に何らかの形で通報をするなり、自主を促すなりのスタンスを取った方が良いのではないか。これは規定外の話になると思うので、事務局内で検討をしていただければよいと思います。

対当局に関しては、この1件が発生しただけで処理として面倒になることは予見される。対警察の事項を行うことを企画出展者に伝達し、予防線を張っていたことを明示しておいた方が、少なくとも大学交渉の場において不利になることは避けられるのではないか。実際に行われた場合に関しては、また別途あると思うので、この議論に関しては、ここで終わりであると思う。

事務局：Aさんの意見に賛同したいと考えている。条項としては変更せず、行動して企画出展者への呼びかけ等で予防を行い、当該事項が発生した場合はトラブルが発生して欲しい限りにおいて自首を促す、こととしたいと考えている。少なくとも、何らかの働きかけは行うということで行きたいと思う。

C：事務局はこれまでに未成年飲酒（20歳未満の飲酒）が発生していた場合にどのような対応を行っていたのか。近年の事例がないので、わからなければ、それでも問題はないです。

事務局：近年の事例は、10年ほど前にさかのぼらないと分からないので、発生時の手続きはわかりかねる。

C：おそらく20歳未満の飲酒が発覚した時点でそれ以外の問題が生じていたと思われる。であるから、被害者がいる想定で、その時点でのほかの部分で通報などを行っている可能性が高い。そういった対応が現実的だと思うが、なんにもなしに20歳未満の飲酒が発覚した場合には即座に警察への通報が必要とは思わないが、当局に対する見え方は考慮した方が良いのではないか。普段であれば、教育上の指導などになると思うので、警察というよりは当局な気はするが、理念的にどうかという疑問は残る。

A：20歳未満への酒類提供よりも隠蔽の方が罪としては重い。証拠があれば消さないほうが、対どの組織であれ、写真などを消すことが無いように気を付けていただきたい。単に20歳未満の飲酒が発覚した場合には、提供者に自首を促すなり事務局内で処理を行うので良いと思うが、基本的には複合的な騒ぎが発生しているという場合であれば、そこは事務局員の安全を優先するなどはある。規則外の話にはなるが、そのあたりはよく検討されたほうが良いと思う。そして検討の上で、出展者等に対してしっかりと明示しておくことが必要だと思う。

北部祭典：いくつかの具体的な数字に関する根拠を教えてください。

- ・第5条 提供時間、飲酒可能時間
- ・第9条 アルコールパスの枠の数
- ・第18条 純アルコール量

こういったところに関して、何か根拠があれば、教えてください。

事務局：提供時間は日没後の危険性を踏まえての設定である。飲酒可能時間は11月祭の開催時間とほとんど同一である。アルコールパスと、純アルコール量についてはまとめて。20gを2杯だったが、20g/杯だと量が多いこと、また1杯あたりの量を減らすことで多くの企画を回ってもらえるだろうということを踏まえ、一杯当たりのgを少なくした。純アルコール量の基準に関しては、厚生労働省の出している1日あたりのアルコール摂取量の目安である40gを参考にしている。

北部祭典：参考までにだが、北部祭典ではより細かい12マスで行っている。昨年からマスを増やす中では最低限の増やし方だと思うが、なぜその方針決定がなされたのかを伺いたい。

事務局：北部祭典とは異なり、酒メインの企画は多くなく、細かくするメリットがあまりないと考え、3マスで問題ないと判断した。

北部祭典：11月祭の方は確かに飲酒をメインとした企画が多くないことを踏まえてマスの数を少なくすることは理解できた。その一方で、北部祭典とのアルコールパスの交換などを考えると、マスの数を合わせることに一定の意味はあるのではないかと考えている。しかし、今年度の方針については納得した。

北部祭典：具体的な質問ではない。

附則第4条、ここに書かれていることはその通りだと思うが、アルコールパスポートの具体的な互換性などについては具体的に別に定めるものであるが、一方で、北部祭典との連携が、アルコールパスポートの互換だけではないということは言いたい。

具体的には、酒類提供の時間は、北部祭典と11月祭で異なる場合には、先に切り上げた祭から続いている祭に人が流れ込み、危険性が増す、といったことが考えられる。北部祭典などとの連携が、酒類提供時間などと、多岐にわたることを、主張させていただきたい。

事務局：承知した。附則第4条については、「アルコールパスポートの制度の相互運用を始めとして、北部祭典などその他11月祭以外との連携については、別途定める」とするので問題ないか。

北部祭典：条文に関しては、問題がないが、アルコールパスポートの相互運用に関してことは別に定められているということは把握している。そのうえで、北部祭典との連携があるのは、アルコールパスポートの制度の相互運用だけでなく、規則に書かれていること全体、特に酒類提供時間等が、他の祭典等の意向がしっかりと反映されるようにしていただきたい、というのが伝えなかった内容である。

委員長：事務局に対しては、他の祭典等と綿密な連携を取り、酒類に関するトラブルが生じないように要請する。

A：p.3 第13条(2)について、これについては、特段の許可申請などを行わないということで、問

題はないか。

事務局：第14条1項「酒類を、11月祭会場に～」に変更願いたい。こちらの部分に照らし、第13条(2)の内容についても、第14条2項の手続きを行っていただくということにしている。

A：承知した。

第14条2項について、許可の基準等は特に触れていないように思う。加えて、基準を満たしても上限があったりと、調理に使用する酒類に対する規制が少し荒いように思う。どういう基準で抽選をするのかという基準などに関しても、書いていただけるとありがたい。

事務局：その内容に触れる条項を追加したいと思う。すぐには難しいため、後ほど確認いただく形でもよいか。

A：問題ない。

A：第16条について何う。過去の全学実の議論でも出ていたが、吉田南グラウンドに限る趣旨、出展数の上限を15に限る趣旨、そして吉田南グラウンドにおける酒類提供を認める模擬店の割合を伺いたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：吉田南グラウンドに限る理由は、柵に囲われている、かつ事務局員が多くおり、目が届きやすいからである。出展上限に関しては、昨年10であったことを鑑みて、増加をさせる方向で考えた時に、急に増やすと問題が発生すると考え15としている。割合は、約1/4である。

委員長：追加すると、吉田南グラウンドに限るところは今年度の第1回全学実で決が採られたところでもある。

A：来年以降恙なく進んだとする場合、吉田南グラウンド以外の、本部構内においても認めていく、変更を加えていくことに対する見通しを伺いたい。

事務局：安全が担保される限りにおいては拡大を進めていきたいとは考えている。しかし、どうしても、トラブルが発生する可能性を鑑みて、数としてはどこかで頭打ちのような

状態になると考えている。今年度の結果を踏まえての来年度以降になる、ということにはなる。

A：昨年度と今年度の見込みをともに伺う。酒類提供企画をやろうとする申請数も確認したい。

事務局：昨年度は30弱希望があった。今年度も同程度と見通している。

A：結局は抽選等されると思うが、今後に関する検討は適宜なされることを期待する。

B：今の部分について。あくまで、事務局側からの提案であるということによいか。

事務局：その認識で問題ない。

B：であれば、10に対して15と増やして、見込みの申請数が30であるということを考えると、約半分の団体が酒類提供できないという状態は少し良くないのではないかと感じる。例えば20に増やしてみるなどを挑戦してもいいのではないかと考えてしまう。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：もともと模擬店企画には抽選が存在しているし、模擬店企画の抽選倍率も2倍なことを考えると、問題はないのではないかと考えている。

A：であれば、数で区切るよりも、応募倍率に応じて数を決定する方が、酒類提供企画のほうが有利だ、などというような事態が発生しないのではないか。事務局としてもそのほうが楽なのではないか。多くなってしまう場合にはある程度コントロールをかけるのでどうか。であるのであれば、数字からは要らなくてもよいのではないかと考える。

事務局：意見を受け止めて、第16条(2)の記載を消すという方向で進めていこうと思う。

A：許可基準のところで、企画数が不均衡でないこと、というような一文を入れていただくことで良いと思う。

北部祭典：先ほどのBさんの指摘と重なるが、各数字に関しては当局からの指示ではなく、純粋な事務局からの提案という認識で良いか。

事務局：その認識で問題ない。

北部祭典：来年以降広げるような形で事務局側から提案するのもよいと思われまじ、その際に、北部祭典等との調整も必要になると考えられる。

委員長：特に変更等は希望されないという認識で良いか。

北部祭典：今年に関しては問題ない。

A：第18条4項(1)・(2)、例えば、日本酒など15度前後のものもあると思う。この数字は何らかの根拠がある数字なのか。また、缶のまま得ること等を禁止している理由についてもあれば伺いたい。

事務局：1点目について。アルコール度数が圧倒的に高いものを持ち込まれた場合、そのまま提供される危険性があるため、制限を設ける必要があると考えた。そして、日本酒やワインなどは概ね15度以下であることを踏まえ、この数字を設定した。コップの部分は、保健所の衛生基準的なところと、酒税法的にグレーであることによる。

A：容器については承知した。日本酒の定義は22度以下、というような基準もあるようだ。もう少し緩くしてもよいのではないか。また、度数の高い酒類を割って提供することはそもそも禁止する、という認識で良いか。

委員長：以降の議事進行のため、今後どの程度質問をされる予定か、参加者の方に伺いたい。

A：第35条については確認しようとしていた。もう一点ある。

事務局：15度以下とした経緯を確認していた。理由としては、15度以上であると小コップ一杯でも多くのアルコールを摂取できてしまうことを踏まえてである。

A：割って提供することの如何に関しても回答いただきたい。

事務局：割って提供する行為については出来ないとする認識である。

A：この点に関しては以上としたい。

委員長：第18条4項(1)・(2)に関して他に質問等あるか。

—小休憩 17:09～17:15—

委員長：再開する。先ほどお伝えいただいたAさんより質問を願いたい。

A：第35条について。措置を行う前に、通知を行うということの必要性は理解しているが、斟酌している人に対して諸々の説明をしたとしても、まともに取り合えないものと認識している。1項の手続きは、基本的に口頭で行うという認識で良いか。

事務局：口頭での手続きを想定していた。

A：手続きが少し重すぎるように思う。出展停止や保証金没収、全学実への提案がなされる重大事案についてはこの程度の手続きでも良いと思うが、適応除外を入れても良いのではないか。退去の場合に関しては2-4項を適用除外にするか事後的に受け付けるとしないか。難しいのではないか。バランスが足りないと思うので、検討してほしい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：退去などの軽度の事案に対するこの手続きが重いというのは最もな指摘である。そのうえで、但し書きを行い「退去の場合はその限りではない」、としたい。

A：どちらかといえば、異議申し立て等の手続きの方を除外したほうが良いのでは、という認識であった。第35条2項にその但し書きをつけるので良いのではないかと思う。

事務局：そういうことであれば、第35条2項に書く方が適していると思う。そのように変更する。

B：こういった強制処置を判断するのは、11月祭本部に専門の人間がいて、同じ基準で常に判断を行うのか。それとも、各事務局員個人が量刑に関しても権限を持つのか、ということを知りたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：対応に当たるのは、全事務局員であるが、判断は、専門の事務局員が行うことを想定

している。

B：基本的にはすべての事案に対して同様の基準で判断がなされるということであれば問題ないと思う。

委員長：他にこの部分に対して異議等はあるか。

A：第31条2項に関して、それ以外の措置について、全学実に対して報告する旨が記載されていない。どこかに記載されるべきではないか。雑則なのかどこかはお任せするが、ご検討願いたい。

事務局：行う想定ではあったが、記載が漏れていた。具体的な場所は、第3節第37条として付け加える形（第4節以降の条は繰り下げ）としたいと考えている。

委員長：一般的な質問はありますか。

C：昨年も総括の場で発言したところの確認にはなる。

こうした規則を定めた時に、基本的に昨年とは大きく変わらないものとなるが、昨年度、そのような措置を周知していたにも関わらず、規則を守っていない場面というのは見られたが、それが大きく問題にはならなかったので、今回も大きく変わらないということであると思う。規則を守らせるインセンティブをどう確保していくか、というところを今後工夫する想定等があれば伺いたい。あるのであれば、企画登録会やその後の説明会で行っていただきたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：インセンティブについては、昨年度の全学実で提案していただいたところではあるが、実効性を持って行えるものについては、事務局としてあまり考えられていないところではある。

C：やはり、ルールを定めて管理する本部としては、そういう部分を考えていただきたい。今回は間に合わなかったかもしれないが、適時考えていただきたい。また、守らないほうが有利になってしまうようなルール運用ではいつか絶対に問題が生じる。そのようなことにならないように進めていただきたい。今は、しっかり説明会で周知など徹底することが、できることなのかと考える。

委員長：では、修正版を見せることを、事務局にお願いしたい。

事務局：今すぐには難しいため、先程の議題に戻っていただく形でも良いか。

委員長：議事の順番としてはAさんからの提案を扱うこととなっている。その認識で問題ないか。

事務局：それで問題はない。

委員長：では議事の3「第67回京都大学11月祭における酒類取扱基本規則」については一度終了とする。続いて、Aさんから提案のあった「全学実行委員会の情報公開に関する提案」のレジュメを扱う。Aさんから説明があれば願いたい。

A：（「全学実行委員会の情報公開に関する提案」読み上げ。）

委員長：事務局側に作業が求められているところがあると思うので、事務局側の見解を伺いたい。

事務局：提案内容の2.1に関しては、前回の承認と変わらないので、現状報告をする。令和2年度までのものは確認しているので、修正が終わり次第とする。

2.2、事務局以外の組織のすべての資料に公開の許可を得ることは手間であると考えている。11月祭までの期間が短いこともあり、実務的労力の都合から、リスト化したものにおいては、事務局以外が提出したものに関しては、提出者を「参加者」などにとどめ、公開範囲についても制限をし、請求があった場合に、当該組織にお伺いを立てるという方式で、行きたいと考えている。もちろん、2.2.(4)では、関係する全団体への確認が必要となるが、優先して(1)を行うために、このような措置を取りたいと考えている。

また、どちらとも、労力の都合から、可能な限り実行をするが、今年度中に実行しきれない可能性があることをご了承願いたい。

A：まずは助力に感謝する。

過去の資料と言っても、議論の流れとして参照すべきものがあるのは、2004年頃までであり、必要となった場合に全学実の場で事務局側からしっかりと過去の事例を提示できる、かつ、逆に、構成員である学生が、自分から情報を探索して行けるという体制が進んでいるということがわかった。この提案は叩き台としての側面が強いので、これ以上特に伝えることはない。

委員長：これに対して事務局側からなにかあるか。

事務局：意見は特にはない。先ほど言った通りに進めさせていただきたい。

委員長：実務的都合があるかもわからないが、可能な限り進めていっていただきたい。
では、この議題に関しての承認に進む。レジュメの提案内容を承認される方は、対面の方は拍手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたため、承認とする。

委員長：続いて、事務局側から回答が可能であれば、議事(2)に戻る。

事務局：可能である。

委員長：では議事(2)に戻る。第3回全学実行委員会で承認された「外部団体連携行為に関する規程」に照らして、新企画実施等の意味があるのか等について、回答を願いたい。

事務局：まず、基本的なスタンスとしては、一般企画と、本部企画は会場内で行われる企画として、外部団体連携行為に関する規程に関して、意義は共有されるものの、実質的なところに関して、「4.1. 判断基準」に沿って回答する。

- ・発案は、事務局が外部の団体に依頼する形を取っている。そのため、不当に11月祭の自主性を阻害される可能性が少ないと考えている。
- ・最終的な意思決定権の所在は、事務局が、外部団体と綿密に連携を取って、事務局が最終的な意思決定に関与している。11月祭やその他の学生に不利になるような決定は行わないので、学生たちの不利益になることが強要されるようなことは起こらないと考えている。
- ・人数の割合については、他大学のサークルに依頼する場合、人数的にはほとんど京大生でない方で構成される企画にはなる。しかし、事前に把握していなかった広告行為等が行われることがないように、事前の確認、当日の巡回を行うことを想定している。他大学の学生がほとんどではあるが、事務局と外部の団体で打ち合わせを行うため、大きな問題は起こらないと考えている。
- ・他企画の自主性を侵害しないかについては、場所的な観点から先ほどご指摘をいただいたとおりであるが、吉田南4号館など、比較的人流が少ない場所への誘導などを考慮し、11月祭全体のメリットを取らせていただいた。また、今回提案している企画と似たような内容の一般企画の申請があった場合には、内容の重複について出展希望者に対して説明を行い、協議して、落とし所を見つけたいと考えている。

- ・必要性の観点について。この部分に関しては、11月祭全体に対して、と読み替えさせていただく。先程も申し上げた通り、11月祭の会場において人流が少ないと指摘されるような場所への来場者の誘導や、企画を目的とした新規来場者の呼び込みを、11月祭全体への利益として見込んでいる。一般企画の内容を過度に制限せず、11月祭全体への効用を鑑み、事務局が実施する「本部企画」の趣旨に沿うものであると考えている。
- ・過度に大規模、不必要になっていないかということに関して。内容については細かく確認し、それ以外のは行わないという規制を課している。例えば、広告に関する例にはなるが、フルーツ自体の説明や大学名を出すだけにとどまらない広報、フルーツに関連しないような団体の活動の広報といったものは制限をかける想定である。
- ・この企画が出展者の依拠している部分を超えていないかについて。広告宣伝が主な目的にならないよう、予定している掲示物を洗い出す。本部スタッフが巡回し、想定していなかった広告行為や、もしくは、他企画の妨害等を行わないよう事前に依頼する。また、当日そのような行為が確認された場合は、やめていただくと言った形になる。
- ・広報物、頒布物の内容が過度なものではないか、という部分について。

事前にその外部団体の方と広告・広報の形態をヒアリングし、事務局内で広報の担当者などと協議し、過度なものでないかどうかを個別に判断する。判断する担当者は、一般企画の事例を担当者と同一のものが行い、基準の統一を図る。

- ・外部団体の意思に基づいた利益を得る場になっていないか、ということについて。外部団体の利益になることはありうるが、出展交渉の段階において、利益追求が目的でないことを念入りに確認する予定である。

判断基準に照らしての、今回の提案しているフルーツマーケット企画の評価は以上になる。

委員長：これらを踏まえ、フルーツマーケット企画の実施の意義はあるという結論である、という認識で良いか。

事務局：企画の出展の意義はあるという認識である。

A：「他企画の自主性を侵害しないかについて」は結構深刻なところではないか。同様の内容の企画の出展を希望する人に対して事前の説明を行うとのことだが、それでは結局京大生の出展の希望を制限する、もしくは他大学の団体に断りをいれる、というようなことになるのではないか。

C：フルーツマーケットという企画の性質上、同様の企画の出展は不可能であると考えている。本部企画であるからこそ、厳密な管理の下企画実施が出来るという側面があるのではないか。今後どういったフルーツを売られるのか分からないが、そのあたりを踏まえ

ると、一般企画と競合することはないのではないか。

A：そのようなことを事務局が言っていたかないと、判断基準が足りなくなるので、しっかりとしていただきたい。先程の質問については撤回したいと思う。

C：先ほど申し上げたことに関して、フルーツはリンゴ以外どのようなものを想定しているのか。食品衛生上重要なところだと思う。保健所の管轄になるかはわからないが、その管理はしっかりしているのかを、リスク管理上伺っておきたい。

事務局：少々お待ちいただきたい。

事務局：想定しているフルーツについては、みかんを扱っている団体に声をかけている状況である。こちらについては保健所に確認を取り、かつ外部の団体の方も衛生上の扱いの経験があると考えている。

C：理解した。過度に情報を隠すとそれはそれで怪しくなってしまうと思うので、一般的に求められるような内容はしっかり提示するようにしていただきたい。

委員長：事務局側もそのあたりはしっかり団体の方に伝えていただきたい。

B：最低限の表示を踏まえたうえで、あまり広告を出さない、かつ利益を出しすぎないで、といったことになると、そもそも販売をしてもらえないような団体が集まるものなのか。実際に広報の状況を見たうえで、過剰であると判断された場合には、来ていただいている団体に対して事務局はしっかりと過剰であると伝えることができるのか。事前の周知も含めて、これは、外部団体連携行為の適応外であるということなど、どの団体に、どのような手段で周知するのかについて、お聞きしたい。

委員長：他の出展者、というのは一般企画を出展する京大生という認識で問題ないか。

B：それで問題ない。

事務局：念の為ではあるが、好意的な返答をいただいている団体はあることはお伝えしておく。

事務局：そのような団体があった場合に関して、指摘は一貫した姿勢で行うことを主張する。

過度なものがあると判断された場合には、控えてもらうよう対応を取るという想定である。おもに京大生に対する伝達について。まず、基本的に、公式パンフレットや公式Webサイトなどといった媒体は、一般来場者向けであるので、対象が異なるということと、現時点で、この外部団体のために、場所などを割くことが難しい。京大生に対して全体的に周知をする機会を設けることはあまり想定していなかった。個別に相談いただいた場合は、説明責任を果たすことを想定している。全体周知に関しては、機会が設けられるのかも含めて、こちらで考えたい。

B：パンフレット等を書く必要がないということはわかった。全体周知というよりは、企画出展者が、特別扱いされている何かがあるというような印象を受けないようにしてもらえれば良いと思う。こちらの企画を本部企画でやるが、制限を課している、というようなことが、説明できる状況であれば、そこまで問題ではないと考える。

委員長：ダブルスタンダードにならないように、というところになると思う。事務局側もその点を踏まえてしっかりと対応をお願いしたい。

B：フルーツマーケット以外に関しても言えるが、来年度以降も継続して行うとなった場合には、全学実行委員会の場で提案等はなく、継続した本部企画として行われるという認識で良いか。

事務局：その想定である。

B：それは、過去の慣習からして、本部企画をいちいち提案されていないという認識で問題はないのか。既存本部企画の確認はしていないということで問題ないか。

事務局：慣例的に、新たに行う企画のみ提起している。

B：慣例的に、ということであれば自分から言うことはない。

委員長：大幅に内容が変わる場合は、新企画として提案されるということで記憶している。フルーツマーケット企画について他に異議等あるか。ないようなので、承認に移る。賛成の方は拍手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたので、承認とする。他に何かあるか。

A：基本規則の確認が終わっていないので、そちらを行ってほしい。

委員長：失念していた。事務局側で作成した資料を投影していただきたい。（資料確認）変更が加えられた箇所を中心に確認していただきたい。

A：第6条(1)について、「～等」とあるが、他にどのような方法が想定されているのか。

事務局：こちらの意図としては、年齢が身分証と違いそうなときに、追加で何かしらの質問を口頭で尋ねるなどの方法で年齢の確認を行う可能性を考慮しての記載である。

委員長：一通り確認を行ったが、全般的に異議等はあるか。

では、「第67回京都大学11月祭における酒類取扱基本規則」の承認に移りたい。

承認する方は拍手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたので、承認とする。

これにて今回扱う議事はすべて終了した。なにか質問等ある方はいるか。

A：次回の全学実行委員会の実施予定の時期が決まっていれば伺いたい。

事務局：事務局側から11月祭までに提案すべき内容はないと認識している。北部祭典から9月のどこかしらで提案を行いたい旨を聞いている。

委員長：そのほか質問等はございますでしょうか。

無いようなので進む。

資料にパスワードを設定することを希望される方はいるか。

事務局：パスワードではないが、統一テーマの公開が8/19を予定しているため、それまでは口外されないようお願いしたい。

委員長：これに関して異議等あるか。ないようなので、参加者の方にはそのようお願いします。では、議事録の承認に移る。（議事録の確認）議事録の確認を終えたため、承認に移る。議事録について異議、質問等ございますでしょうか。

承認する方は拍手を願いたい。（全員拍手）全員の賛成が得られたので承認とする。

A：承認された議事録についてはあるが、当局対応について、パスワード付きにしたい等はあるか。

委員長：事務局としての見解があれば伺いたい。

事務局：指摘に感謝する。今後の当局交渉で不利になる可能性もあるので、議事録の酒類に関して当局に関係する部分と別紙1にパスワードをかけることとしたい。

A：別紙1は、公開ではないのか。

事務局：その認識で問題ないです。

委員長：では、議事録内で、当局対応などに関して書いている部分は、分けて記入していただくことになります。

この他にこの場で確認等したいことはあるか。ないようなので、これにて本日の会は終了とする。